

70歳未満の方

(令和8年8月1日から)

所得	区分	自己負担限度額		入院時食事代 (1食当たり)
		過去12ヵ月に3回以内	過去12ヵ月に4回以上	
901万円を超える	ア	270,300円 + (総医療費－901,000円) × 1 % (年間上限：1,680,000円)	140,100円	550円 (指定難病患者は 330円)
600万円を超え 901万円以下	イ	179,100円 + (総医療費－597,000円) × 1 % (年間上限：1,110,000円)	93,000円	
210万円を超え 600万円以下	ウ	85,800円 + (総医療費－286,000円) × 1 % (年間上限：530,000円)	44,400円	
210万円以下 (住民税非課税 世帯を除く)	エ	61,500円 (年間上限：530,000円)	44,400円	
住民税 非課税世帯	オ	36,900円 (年間上限：290,000円)	24,600円	90日までの入院 270円
				90日を超える入院 220円※

- ・ 入院時食事代は、令和8年6月1日から変更になりました。
- ・ 過去12ヶ月以内に同じ世帯での支給が4回以上あった場合、4回目以降からは限度額が下がります。
- ・ 所得の申告が無い場合は最も上位の所得者とみなされますので、ご注意ください。

※ 入院日数が90日を超える場合、改めて申請することで入院時食事代が220円になります。
マイナ保険証を利用した場合でも申請が必要です。